

長崎県後期高齢者医療広域連合議会 会議録(平成19年2月臨時会)

平成19年2月臨時会

平成19年2月2日（金曜日）午前10時開会
長崎県市町村会館6階

議事日程

（第1号）

仮議席の指定

日程1 議長の選挙について

（第1号の1）

日程2 副議長の選挙について

日程3 長崎県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について
長崎県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について

日程4 議席の指定について

日程5 会議録署名議員の指名

日程6 会期について

日程7 長崎県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求める
ことについて

日程8 専決処分報告及び承認を求めることについて

（長崎県後期高齢者医療広域連合の事務所の位置を定める条例）

専決処分報告及び承認を求めることについて

（長崎県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例）

専決処分報告及び承認を求めることについて

（長崎県後期高齢者医療広域連合公告式条例）

専決処分報告及び承認を求めることについて

（長崎県後期高齢者医療広域連合公平委員会条例）

専決処分報告及び承認を求めることについて

（長崎県後期高齢者医療広域連合職員定数条例）

専決処分報告及び承認を求めることについて

（長崎県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例）

専決処分報告及び承認を求めることについて

（長崎県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例）

専決処分報告及び承認を求めることについて

（長崎県後期高齢者医療広域連合職員等の分限の手續及び効果に関する条例）

専決処分報告及び承認を求めることについて

（長崎県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例）

専決処分報告及び承認を求めることについて

（長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例）

専決処分報告及び承認を求めることについて

（長崎県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例）

専決処分報告及び承認を求めることについて

(長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例)
専決処分の報告及び承認を求めることについて
(長崎県後期高齢者医療広域連合の特別職の職員の報酬等に関する条例)
専決処分の報告及び承認を求めることについて
(長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例)
専決処分の報告及び承認を求めることについて
(長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例)
専決処分の報告及び承認を求めることについて
(長崎県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例)
専決処分の報告及び承認を求めることについて
(長崎県後期高齢者医療広域連合指定金融機関等の指定について)
専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算)

日程 9

長崎県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例
長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員条例
長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例
長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例
長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例
長崎県後期高齢者医療広域連合行政手続条例
長崎県後期高齢者医療広域連合実費弁償に関する条例
長崎県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例
長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
長崎県後期高齢者医療広域連合と長崎県との間の公平委員会事務の委託に関する規約
長崎県市町村総合事務組合への加入について
長崎県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について
平成19年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程 10 長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について議会の同意を求めることについて

日程 11 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について

日程 12 長崎県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定について

日程 13 議会運営委員会委員の定数及び委員の選任について

(日程追加)

日程 14 一般質問

日程 15 後期高齢者医療制度に係る財政措置の充実を求める意見書について

出席議員（27名）

1番	横尾章二郎君	2番	林善壽君
3番	安富安雄君	4番	近藤一輝君
5番	大久保進君	6番	初手安幸君
7番	田川勝一君	8番	川久保勝則君
9番	平田章君	10番	林田久富君
11番	酒井八洲仁君	12番	杉澤泰彦君
13番	柿森誠君	14番	町田正一君
16番	寺澤優國君	18番	北村誠二君
19番	山口初實君	20番	古川利光君
21番	井村成俊君	22番	野村博文君
23番	山本大寛君	24番	山口健君
25番	前田哲也君	26番	陣内八郎君
27番	福島満徳君	28番	津田祐一君
29番	山口博君		

欠席議員（2名）

15番	三山幸男君	17番	川渕喜代美君
-----	-------	-----	--------

説明のため出席した者

連合長	伊藤一長君	副連合長	光武顕君
副連合長	一瀬政太君	事務局長	松下貞行君
企画監兼次長	小川政吉君	総務課長	竹内清吾君
保険管理課長	澤田勝幸君		

事務局職員出席者

書記	切間賢生君
----	-------

＝開会 午前 10 時 0 分＝

○事務局長（松下貞行君）：事務局から申し上げます。長崎県後期高齢者医療広域連合設立後の最初の議会でございますので、地方自治法第 107 条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、鹿町町の林議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。林議員、議長席の方へよろしく願いいたします。

〔臨時議長着席〕

○臨時議長（林善壽君）：改めまして、おはようございます。只今、ご紹介をいただきました鹿町町の林善壽でございます。地方自治法第 107 条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いをいたします。失礼ですが、座ったままの進行をさせていただきますので、お許しをいただきます。本日の出席議員は 26 名でございます。よって、定足数に達しておりますので、平成 19 年長崎県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

○臨時議長（林善壽君）：直ちに、会議を開きます。この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は只今着席の議席のとおりとします。

○臨時議長（林善壽君）：ここで、連合長から発言の申し出がっておりますので、発言を求めます。連合長。

○連合長（伊藤一長君）：〔登壇〕みなさんおはようございます。あいにくの天候となりました。皆様方、このような悪天候の中を、本日の記念すべき議会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げさせていただきたいと思っております。

議員各位の皆様方におかれましては、長崎県後期高齢者医療広域連合誕生に伴う記念すべき最初の連合議会の議員に当選されましたわけでございます。心よりお慶びを申し上げます。心よりお慶びを申し上げます。

はじめに、広域連合設立につきましての経過を、議員の皆様も既によくご存知だと思いますが、重ねて説明させていただきたいと思っております。ご案内のように「健康保険法等の一部を改正する法律」が昨年 6 月 14 日に成立・公布されたことに伴いまして、現行の老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されることになったわけでありまして、この法律におきまして、平成 20 年度から 75 歳以上の後期高齢者を対象とした新たな医療保険制度が創設されることになったわけでありまして、その運営主体を県下の全市町の加入によって設立された私どもの広域連合が行うこととなったわけでありまして、このような中、本県では、昨年 7 月に準備委員会を設立し、12 月議会等におきまして全市町の議決

をいただきまして、12月18日に広域連合を設立させていただいたところでございます。

私は、広域連合設立時に職務執行者に選任をいただきまして、1月18日に市町長さん方からの暖かいご推挙によりまして、連合長に選任されその大役を仰せつかったところでございます。

今後の予定でございますが、今年11月の議会におきまして、保険料率の決定をいただくこととしており、平成20年度からの事業実施に向け、準備態勢を整えて職員10名体制で取り組んでいるところでございます。

今、地方行政を取り巻く状況は大きく変わろうとしておりますが、市町村合併に始まり、道州制についても議論が行われているところであります。この広域連合が、新たな広域行政の展開に向けての第一歩として発展するために議員各位の皆様方のご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げさせていただきたいと思っております。

本日、この議会に提案いたさせていただいております議案につきましては、よろしくご審議を申し上げますとともに議員皆様方の今後益々のご活躍を祈念させていただきまして、私の挨拶とさせていただきます。なにかとお世話になりますが、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○臨時議長（林善壽君）：次に、広域連合の幹部職員の紹介を連合長からお願い申し上げます。連合長。

○連合長（伊藤一長君）：それでは、自席のほうからお許しいただきたいと思います。広域連合事務局の幹部職員の紹介をさせていただきたいと思います。事務局長の松下貞行君でございます。企画監兼次長の小川政吉君でございます。総務課長の竹内清吾君でございます。保険管理課長の澤田勝幸君でございます。以上が幹部職員でございます。よろしくお願い致します。(拍手)

○臨時議長（林善壽君）：続きまして、日程1「議長の選挙について」を議題といたします。選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選の方法がございます。この議長の選挙におきましては、指名推選の方法で行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（林善壽君）：異議なしと認めます。よって議長選挙の方法は、指名推選といたします。それでは、お諮りをいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（林善壽君）：異議なしと認めます。ご異議なしと認めますので、臨時議長において指名することに決定いたしました。

○臨時議長（林善壽君）：それでは、指名させていただきます。長崎県後期高齢者医療広域連合議長に、山口博議員を指名いたします。ただいま、指名しました山口博議員を長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議長に当選人として定めることにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（林善壽君）：異議なしと認めます。よって、山口博議員が、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議長に決定いたしました。山口博議員が、ただいま議長に当選されました。山口議員が、議場におられますので、当選を告知いたします。山口議員、前方の演壇へ登壇願います。

○議長（山口博君）：〔登壇〕皆様おはようございます。このたび、不肖私が議員皆様方のご推挙によりまして、県内23全市町からなる広域連合初代議長に選任いただきましたことは、まことに身に余る光栄であり、衷心から感謝を申し上げます。ご推挙を受けました上は、議会の公平かつ円滑な運営を目指すとともに、広域連合の発展と住民福祉の推進に誠心誠意努力をいたす覚悟でございます。

議員の皆様方、伊藤連合長を初め理事者の方々におかれましては、格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども議長就任のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（林善壽君）：以上をもちまして、私の臨時議長の職務を終わります。ご協力ありがとうございました。山口議長、議長席の方をお願いいたします。

〔議長着席〕

○議長（山口博君）：お手元に配布いたしておりますとおり、本日の日程に議事日程第1号の1を追加いたします。

それでは、日程2「副議長の選挙について」を議題とし、選挙を行います。選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選の方法がありますが、指名推選による方法でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議なしと認めます。よって副議長選挙の方法は、指名推選と決定いたしました。それでは、お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

○議長（山口博君）：それでは、指名いたします。長崎県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、津田祐一議員を指名をいたします。ただいま指名しました津田議員を、長崎県後期高齢者医療広域連合議会の副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議なしと認めます。よって、津田祐一議員が、長崎県後期高齢者医療広域連合議会副議長に決定いたしました。津田議員が、副議長に当選されました。津田議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。津田議員、前方の演壇へ登壇をお願いします。

○副議長（津田祐一君）：〔登壇〕一言ご挨拶を申し上げます。ただいま、不肖私、議員皆様方のご推挙を頂きまして、県内23全市町からなる長崎県後期高齢者医療広域連合議会初代副議長の要職に就任をさせていただきました。身に余る光栄であり、衷心より感謝を申し上げます。浅学非才の身ではございますが、今後は、山口議長さんの補佐役として、議会が円満、円滑に運営されますよう、誠心誠意、努力する決意であります。

広域連合長はじめ理事者の皆様方及び議員の皆様方におかれましては、何卒今後とも一層のご指導とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。大変簡単でございますが、副議長就任のごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。よろしくお願いを申し上げます。（拍手）

○議長（山口博君）：ありがとうございました。

次に、日程3、議員提出議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」及び議員提出議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について」を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。26番、陣内議員。

○26番（陣内八郎君）：〔登壇〕おはようございます。長崎市選出の陣内八郎でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号及び第2号議案につきまして提案理由を申し上げます。これらの議案につきましては、過日、全議員の運営協議会で協議いただきました結果をもとに制定しようとするものであります。

まず議員提出議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合議会会議規則」についてであります。本案は、地方自治法第120条に基づき制定するもので、広域連合議会における会議の運営に関する手続き及び議会内の規律等、必要な事項について定めようとするものでございます。

次に、議員提出議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について」であります。本案は、地方自治法第109条の2、第110条及び111条の規定に基づきまして、広域連合議会における委員会の組織及び運営に関する事項を定めようとするものであります。

以上2件の案文につきましては、お手元に配布いたしておりますので、朗読を省略させていただきます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山口博君）：ただいまから、「議員提出議案第1号及び第2号」に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なしとの声であります。質疑を終結し、討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なければ、討論を終結し、採決に入ります。「議員提出議案第1号」及び「議員提出議案第2号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので、「議員提出議案第1号」及び「議員提出議案第2号」は、原案のとおり可決されました。

○議長（山口博君）：次に、日程4「議席の指定について」を議題といたします。議席は、議長において指定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議なしと認めます。各議員の議席は、お手元に配布いたしております議席表のとおり指定をいたしたいと思います。

○議長（山口博君）：次に、日程5「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議なしと認め、只今から指名いたします。会議録署名議員に1番横尾章二郎議員及び10番林田久富議員を指名をいたします。

○議長（山口博君）：次に、日程6「会期について」を議題といたします。議会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配布のとおりとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので、会期は1日間と決定をいたしました。

○議長（山口博君）：次に、日程7同意1号「長崎県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題といたします。連合長の説明を求めます。連合長。

○連合長（伊藤一長君）：〔登壇〕同意議案第1号でございますが、長崎県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について議会の皆様方の御同意を得ようとするものでございます。広域連合の規約の第11条及び第13条の規定により市町の長のうちから2名を選任することになっているわけであります。

副広域連合長といたしまして、佐世保市の光武頭市長、波佐見町の一瀬政太町長を選任いたしたいと存じます。いずれも適任であると思っておりますので、是非議会の皆様方のご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（山口博君）：これから、同意議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」を直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので、採決いたします。副広域連合長の選任につきましては、原案のとおり光武顕君、一瀬政太君に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：異議なしと認めます。同意議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」は、同意することに決定いたしました。ここで、副広域連合長の出席を求めることにいたします。

○議長（山口博君）：ご出席をいただきましたので、副広域連合長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。順次ご登壇をお願いします。まず、光武副連合長。

○副連合長（光武顕君）：〔登壇〕只今、皆様からの暖かいご推挙をいただき、伊藤連合長の補佐役として副広域連合長の職務を担うこととなりました佐世保市長の光武でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

高齢化社会を迎え、後期高齢者医療制度の創設は、今までにない新たな取組であります。医療費が増嵩する中、住民の福祉向上の観点からもその役割は大きく、県内全市町が加入しその運営主体となるこの広域連合の役割は非常に重要になって参ると思ひます。

今後、皆様方の信任に応えるべく、広域連合の発展と円滑な運営のため努力して参りたいと存じます。どうか、議員各位のご指導、ご協力をお願い致しまして副広域連合長の就任の挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○議長（山口博君）：引き続きまして、一瀬副連合長。

○副連合長（一瀬政太君）：〔登壇〕おはようございます。只今、皆様からの暖かいご推挙をいただき、副広域連合長の職務を行うことになりました波佐見町長の一瀬でございます。はなはだ浅学非才で微力ではございますが、どうか皆様方の暖かいご支援・ご協力をよろしくお願ひを致したいと思ひます。

今後、皆様方のご信任に応えるべく、伊藤連合長の補佐役として広域連合の発展と円滑な運営のため努力して参りたいと思ひます。今後とも、議員各位のご指導、ご協力をよろしくお願ひいたします。簡単ではございますが、副広域連合長の就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（山口博君）：ありがとうございました。次に、日程8「議案第1号から議案第18号」までの、18議案を一括議題といたします。

提案理由につきまして、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（松下貞行君）：事務局長の松下でございます。議案第1号から議案第18号までの「専決処分の承認を求めることについて」一括してご説明申し上げます。

これらの条例等は、平成18年12月18日の広域連合設立の日から必要となる条例等について、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分いたしておりますので、同法第3項の規定によりこれを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

また、条例等の作成にあたりましては、地方自治法、地方公務員法などの関係法令に基づき作成しております。

本日、別紙として議会臨時会資料、A4の横の表をお開きください。その1ページをご覧ください。その表の左側から議案番号、条例名、条例設置の趣旨、主な内容、制定の根拠等について記載しております。一番右側の欄は、議案書のページを記載しております。

それでは、本日はその臨時会資料の1ページより議案毎ご説明いたします。

議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合の事務所の位置を定める条例」についてご説明致します。これは、広域連合の事務所の位置を定めるものでございます。位置につきましては、長崎市栄町4番9号の長崎県市町村会館内でございます。

次に、議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例」でございます。これは、広域連合の休日について必要な事項を定めたものでございます。

次に、議案第3号「長崎県後期高齢者医療広域連合公告式条例」でございます。これは、条例等の公布、公表に関し必要な事項を定めております。

次に、議案第4号「長崎県後期高齢者医療広域連合公平委員会条例」でございます。これは、職員の勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査並びにこれらの必要な措置を講じることができるよう、広域連合に公平委員会を設置するものでございます。

次に、2ページをご覧ください。議案第5号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員定数条例」でございます。これは、広域連合に常時勤務する一般職員の定数について定めたものでございます。定数は、35人といたしております。

次に、議案第6号「長崎県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例」でございます。これは、広域連合長の権限に属する事務を分掌させるため事務局に課を設置することについて定めたものでございます。課の名称につきましては総務課、事業課及び保険管理課でございます。

次に、議案第7号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例」でございます。これは、広域連合職員の定年について規定しております。内容といたしましては、職員を派遣した元の地方公共団体の規定によることと定めております。

次に、議案第8号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員等の分限の手續及び効果に関する条例」でございます。これは、地方公務員法第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果について規定いたしております。内容といたしましては、職員を派遣した地方公共団体の規定によることといたしております。

次に、議案第9号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」でございます。これも、地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒

の手續及び効果について規定いたしております。内容といたしましては、職員を派遣した地方公共団体の規定によるといたしております。

次に、3ページをお願いします。議案第10号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」でございます。内容につきましては、1週間あたりの勤務時間を40時間とし、週休日及び勤務時間の割り振り、振替等の取り扱いに関し必要な事項を規定いたしております。

次に、議案第11号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」でございます。職員は、地方公務員法第35条の規定に基づき「職務に専念する義務の規定」がございますが、その特例といたしまして、研修を受ける場合それから厚生に関する計画の実施に参加する場合等、職務に専念する義務の免除について定めたものでございます。

次に、議案第12号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例」でございます。この条例は「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定に基づき、広域連合職員の育児休業等に関し必要な事項を定めております。

次に、4ページをお開き願います。議案第13号「長崎県後期高齢者医療広域連合の特別職の職員の報酬等に関する条例」でございます。この条例は、特別職の報酬額及び費用弁償について規定いたしております。内容につきましては、議長の報酬額は、日額8,850円、副議長、議員その他監査委員等日額8,000円でございます。

次に、議案第14号「長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」でございます。広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤時における災害に対する補償について、その補償の範囲、金額、支給方法等必要な事項を規定いたしております。

次に、5ページをお願い致します。議案第15号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例」でございます。職員の給与に関しまして必要な事項を定めております。広域連合の職員については、県内の地方公共団体その他関係団体からの派遣と致しております。給料はその派遣元の基準で支給するというふうに規定しております。

次に、議案第16号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例」でございます。これは出張の際に支給する旅費に関する規定で、旅費の種類、その他支給基準・旅費の計算方法等について定めたものでございます。

次に、議案第17号「長崎県後期高齢者医療広域連合指定金融機関等の指定について」でございます。広域連合の業務に関する公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせるため、金融機関を指定するものでございます。指定金融機関は十八銀行を、また指定代理金融機関は親和銀行といたしております。

次に、議案第18号「平成18年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。資料は6ページ、7ページです。そこには、一般会計予算の見積総括表を記載しています。歳入及び歳出総額はそれぞれ、2,790万1,000円で、これは平成1

9年1月から3月までの広域連合設立後の3ヶ月分の予算でございます。

歳入1款の分担金及び負担金は、2,789万6,000円を計上いたしております。これは市町からの共通経費負担金でございますが、市町ごとの内訳については、次の8ページをご覧ください。その負担割合といたしましては、広域連合の規約で定めておりますが、8ページの表の上段の中央部になりますが、均等割、高齢者人口割、人口割を、それぞれ10%、50%、40%といたしております。右側に網掛けをしております金額が各市町にご負担いただきます負担金でございます。

資料は6ページの方に戻らせていただきます。その他の歳入といたしましては、2款の国庫支出金、3款の県支出金、4款の繰越金、5款の諸収入については、それぞれ存目計上といたしております。

次に、7ページ、歳出でございますが、1款 議会費として84万円、2款 総務費として、2,650万5,000円、その他、3款 公債費、4款 予備費を計上しております。その中で、主なものについて、ご説明いたします。

1款の議会費84万円は、議会開催に伴う報酬、招集旅費、会場使用料等でございます。

次に2款の総務費の1目 一般管理費として、2,437万4,000円を計上いたしておりますが、その主なものは、派遣職員の人件費及び旅費等でございます。

2目の幹事会費として、213万1,000円を計上いたしております。これは、後期高齢者医療の担当課長及び担当者会議に伴う旅費、需用費、会場使用料等必要な経費を計上させていただいております。

次に3款の公債費、これは、一時借入金の利子として、5万円を計上しております。

4款の予備費は、50万6,000円を計上いたしております。

歳出合計といたしましては、2,790万1,000円でございます。

以上が平成18年度広域連合一般会計予算に係る専決処分の内容でございます。

以上で議案第1号から議案第18号までの説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口博君）：それでは、各議案に対する質疑を行います。質疑は、「議案第1号から議案第17号」につきましては、県内自治体の条例と、ほとんど同じ内容でもあり、また、時間の都合もありますので、先ず、「議案第1号から議案第17号」を一括して行い、次に「議案第18号」を行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議がありませんので、先ず、「議案第1号から議案第17号」を一括して質疑を行います。なお、質疑の際は、議案番号と質疑箇所ページをお示しください。1番、横尾議員。

○1番（横尾章二郎君）：先般、議会運営協議会がございまして、1月23日の概要ということでこれと、今の17ページの数字が少し違っております。前に頂きました概要書につきましては19ページに、平成20年が28名ということになっておりますが、この条例につきましては35名というふうになっております。したがって、この差が7人ということになっておりますけれども、最終的な人数は35名だというふうでは理解いたしませんけれども、非常に人員の差があるんじゃないかと思えます。すでにこの20年で28名の職員でスタートしようということになっておりますが、この点についての今後の考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（山口博君）：事務局。

○企画監兼次長（小川政吉君）：企画監の小川でございます。ただいまお尋ねになりました職員の定数の問題でございます。条例上は35名と規定いたしております。先般の議会運営協議会の折には職員の事務局の体制といたしまして、現在10名でございますがこの19年4月から20名体制、翌年の20年4月から28人というご説明をしたところでございます。

定数上は35名と規定いたしました。事業開始が20年度からとなっており、まだこの制度が創設されて、実際事務を行っておりません。どのような事務が生じてくるかというところが、今はまだハッキリしないところでございます。そういう意味もございまして、28名という職員数におきましては、その業務量等を精査いたしまして算出した数値ではございますが、そういうことで若干、未だ判らないところがございましたもので、定数上は35名というふうに規定をさせていただきました。

しかしながら、実際の事務につきましては、出来るだけ効率的な事務局の体制・運営を図っていかねばならないということもございまして、28名を超えることが無いような形で、運営をしたいというふうに考えております。定数上と実務の間に若干差があるということは、そういうことでございます。ご理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（山口博君）：横尾議員－1番。

○1番（横尾章二郎君）：そうしますと、これからの事業ということになりますと、保険管理課というところに、増員があるという可能性が出てくるのでしょうか。

○議長（山口博君）：事務局。

○企画監兼次長（小川政吉君）：ご説明いたしましたように本年4月から20名体制。その中でそれぞれ総務課、事業課、保険管理課という3課を設けて職員を配置するように致しますが、今の予定で行きますと、それぞれ必要な人員ということで全体で20名。総務課、

事業課、保険管理課に割り振りを致しますが、今後具体的な職務の内容が段々明らかになってくるに従いまして、それぞれの課の配置人員は若干調整をせざるを得ないかと考えております。いずれにしても19年4月からは20人。翌年の20年4月からは28名というふうなことで考えているところでございます。

保険管理課につきましては、今度の19年4月に5名、20年4月には9名ということで4名増員をしたいというふうに考えております。この保険管理課といいますのは、どういう業務を行うかと言いましたら保険料の賦課事務・徴収は実務的には市町村で行いますけれども徴収事務に伴う保険料の管理・調定事務というふうなことで被保険者の管理、そういうふうなことを行うという事務でございまして、電算のシステム等で管理をしていくということになりますので、20年4月からは一応9名体制で考えているところでございます。

○議長（山口博君）：横尾議員－1番。

○1番（横尾章二郎君）：はい、よくわかりました。出来るだけ事務職を増やさないような形で検討していただければ、助かると思っております。

それから今の59ページの第15号、ここに先般いただきました議案書の中に、これは70ページなんですけど地域手当というものがございまして。この文言を読んでみますと「当該地域における民間の賃金水準を基準とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に勤務する職員に支給する」というふうになっております。ここでちょっと気になったんですけど、民間の賃金水準を基準としというところの基準というのは、どんなふうな取り方をしてあるのか、それから地域というのは長崎市を指すのだらうと思えますけれども、そことどういふふうな違いがあつて算出されるのか。この辺についてお尋ねします。

○議長（山口博君）：事務局。

○企画監兼次長（小川政吉君）：ただいまお尋ねの地域手当でございましてけれども、この地域手当は議員ご指摘のとおりあるわけではございますが、この基準といたしましては、国家公務員等の給与等にも人事院の基準というものがございまして、全国的にそれぞれの都市が規定をされております。長崎県内でいきますと長崎市がこれに該当するわけではございます。今回の条例の中で地域手当を設けた理由につきましては、この広域連合には各市町村から職員を派遣していただくわけではございますが、事務局は長崎市に置くわけではございまして、今現在、長崎市からの派遣でありますとかその外の市町から派遣を求めて職員に来ていただいているわけではございますが、この地域手当を支給できる条例をそれぞれの市町が持たないところがございまして。そういうところは、この長崎に職員を派遣していただいても、地元の派遣元で地域手当を支給することができないと、勤務は長崎でしていただく

わけでありますので、職員間の公平という意味を含めまして、この連合の中に地域手当というものを条例で定めまして、派遣する職員に支給をしようというふうなことでございます。地域は長崎市、基準は人事院で定める基準でございます。以上でございます。

○議長（山口博君）：古川議員－２０番。

○２０番（古川利光君）：今の関連で、地域手当を長崎で出すというのは、例えばよそから来た人とどれくらいの格差があるのか。できれば派遣元は派遣元として出すんですから、地域手当が必要かどうかですね。どれくらいその数、職員になるのか。その辺をわかったらちょっと教えてください。

○議長（山口博君）：事務局。

○企画監兼次長（小川政吉君）：職員にとって、格差がどのくらいかというお尋ねでございますけれども、各市町村から派遣をしていただきますと、国の考え方は指定される地域の物価水準等が高いということもありまして、手当の支給が出来ますよというふうなことになるっておりますが、各市町村から派遣される地元の、例えば県北の方からでありますとか、島原半島の方から派遣してもらおうというふうなことになりますと、そちらの地元ではそういう手当が出ていない訳ですから、こちらに派遣をしていただいて、長崎の事務局に勤務をしていただいた時に、この連合で手当を支給するということですので、職員に不利益はありません。派遣をしていただく市町村は支給しませんので、連合で支給しますので特に負担は生じない。ただ全体の人件費として、全体の各市町村の分担金でそこらへんを賄うこととなります。特に不利益、マイナスになるということはないかというふうに思います。

○議長（山口博君）：古川議員－２０番。

○２０番（古川利光君）：いや、今お尋ねしているのはですね、連合から出すというのは理解していますけれど、例えば２５万給料を貰うという者が長崎市ではどのような基準で手当が出ているのか。例えば諫早から来た人に、プラス何%で掛けていくと思うのですが。そこはどんな出し方をしているのですか。

○議長（山口博君）：事務局。

○企画監兼次長（小川政吉君）：手当の支給の方法でございますけれども、本俸に対する３パーセントというふうな規定になっております。何処から派遣された方でも、それぞれ派遣元の給料、基本給に対しまして３パーセントを掛けると。今現在長崎市から来ていただいている職員の方も３パーセント。例えば島原半島のほうから来ていただく方も、北松の方

から来ていただく方も本俸に対する3パーセント。同じ率を掛けた手当を支給しようというものでございます。以上です。

○議長（山口博君）：北村議員－18番。

○18番（北村誠二君）：今の説明、本俸だけじゃないでしょ。議案書の72ページ一番上の2「地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。甲地100分の3」ですから、本俸だけじゃなくて、手当2つも含むんですね。

○議長（山口博君）：事務局。

○企画監兼次長（小川政吉君）：どうも失礼申し上げました。ご指摘のとおりでございます。

○議長（山口博君）：他にはございませんでしょうか。なければ、これをもって「議案第1号から議案第17号」に対する質疑を終結をいたします。

○議長（山口博君）：次に、「議案第18号」に対する質疑を行います。

○議長（山口博君）：ございませんか。なければこれをもって、「議案第18号」に対する質疑を終結をいたします。

○議長（山口博君）：これより各議案ごとに順次、討論、採決を行います。

まず、議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合の事務所の位置を定める条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なしとの声でございます。なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第1号」はこれを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第1号」は承認することに決定いたしました。

○議長（山口博君）：次に、議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条

例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ございませんか。それでは、これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第2号」はこれを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第2号」は承認することに決定をいたします。

○議長（山口博君）：次に、議案第3号「長崎県後期高齢者医療広域連合公告式条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。「議案第3号」はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第3号」を承認することに決定いたしました。

○議長（山口博君）：次に、議案第4号「長崎県後期高齢者医療広域連合公平委員会条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なしの発言でございます。これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第4号」はこれを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第4号」は承認することに決定いたしました。

○議長（山口博君）：次に、議案第5号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員定数条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第5号」はこれを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ございませんので「議案第5号」は承認することに決定いたしました。

○議長（山口博君）：次に、議案第6号「長崎県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なしとの発言でございます。これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第6号」はこれを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第6号」は承認することに決定いたしました。

○議長（山口博君）：次に、議案第7号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なしの発言でございます。これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第7号」はこれを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第7号」は承認することに決定をいたしました。

○議長（山口博君）：次に、議案第8号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員等の分限の手続及び効果に関する条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なしとの発言でございます。これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第8号」はこれを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第8号」は承認することに決定をいたしました。

○議長（山口博君）：次に、議案第9号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なしとの発言でございます。これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第9号」はこれを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第9号」は承認することに決定をいたしました。

○議長（山口博君）：次に、議案第10号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なしとの発言でございます。これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第10号」はこれを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第10号」は承認することに決定いたしました。

○議長（山口博君）：次に、議案第11号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第11号」はこれを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第11号」は承認することに決定いたしました。

○議長（山口博君）：次に、議案第12号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なしとの発言でございます。これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第12号」はこれを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第12号」は承認することに決定をいたしました。

○議長（山口博君）：次に、議案第13号「長崎県後期高齢者医療広域連合の特別職の職員の報酬等に関する条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なしとの発言でございます。これをもって討論を終結し、採決をいた

します。「議案第13号」はこれを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第13号」は承認することに決定をいたしました。

○議長（山口博君）：次に、議案第14号「長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なしとの発言でございます。これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第14号」はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第14号」は承認することに決定をいたしました。

○議長（山口博君）：次に、議案第15号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なしとの発言でございます。これをもって討論を終結し、採決いたします。「議案第15号」はこれを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第15号」は承認することに決定をいたしました。

○議長（山口博君）：次に、議案第16号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なしとの発言でございます。これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第16号」はこれを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第16号」は承認することに決定をいたしました。

○議長（山口博君）：次に、議案第17号「長崎県後期高齢者医療広域連合指定金融機関等の指定について」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なしとの発言でございます。これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第17号」はこれを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第17号」は承認することに決定をいたしました。

○議長（山口博君）：次に、議案第18号「平成18年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なしとの発言でございます。これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第18号」はこれを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第18号」は承認することに決定をいたしました。

○議長（山口博君）：それでは11時15分まで、10分間休憩をいたします。

11時05分 休憩

11時15分 再開

○議長（山口博君）：それでは休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

次に、日程9「議案第19号から議案第31号」までの、13議案を一括議題といたします。提案理由については、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（松下貞行君）：それでは、先ほどに引き続きまして、議会臨時会資料、横長の資料で説明させていただきます。

資料10ページでございます。議案第19号「長崎県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例」について、ご説明申し上げます。地方自治法第102条第2項の規定において定例会の回数を条例で規定することとされておりますので、この規定に基づき定例会を年2回と規定するものでございます。なお、開催の時期につきましては、規則で毎年2月と8月に定めたいと考えております。

次に、議案第20号「長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員条例」これにつきましては、監査委員は広域連合の規約において2人を置くと規定いたしております。定例監査、随時監査、請求又は要求に基づく監査及び公表の方法等について規定しています。

次に、議案第21号「長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」につきましては、住民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、情報公開の総合的な推進に必要な事項を定めております。

次に、議案第22号「長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」につきましては、広域連合が保有する個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めております。

次に、議案第23号「長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例」につきましては、情報公開及び個人情報の適正な運用を図るため、審査会を置くにあたり必要な事項を定めております。

次に、11ページをお願いします。議案第24号「長崎県後期高齢者医療広域連合行政手続条例」につきましては、行政手続法第46条の規定は、地方公共団体における公正の確保と透明性の向上を図り、住民の権利利益の保護に資することを目的にしておりますことから、本広域連合におきましても、処分、行政指導及び届出に関して必要な事項について規定するものでございます。

次に、議案第25号「長崎県後期高齢者医療広域連合実費弁償に関する条例」につきましては、広域連合の機関の要求に応じ出頭又は参加した者に支給する実費弁償に関して必要な事項を定めております。

次に、議案第26号「長崎県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例」につきましては、毎年7月及び12月を財政状況の公表時期とし、内容は、歳入歳出の執行状況、住民の負担状況並びに財産等の内容についての公表に関して必要な事項を定めたものでございます。公表の方法につきましては、公告式条例に基づき掲示板に掲示して行う

ことといたしております。

次に、12ページをお開き願います。議案第27号「長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」でございます。この条例につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、制定するものでございます。契約、財産の取得及び処分については、地方自治法施行令第121条の2の規定により市の規定を準用したものでございます。

次に、議案第28号「長崎県後期高齢者医療広域連合と長崎県との間の公平委員会事務の委託に関する規約」でございます。広域連合の場合、市町と比較した場合、職員数も少なく、事務の効率的な運用と経費を削減するため、地方公務員法第7条第4項の規定によりまして「議会の議決を経て、他の地方公共団体の人事委員会に委託して事務を処理させることができる」と規定されておりますことから、広域連合と長崎県との間の事務の委託に係る規約を提案するものでございます。

次に、議案第29号「長崎縣市町村総合事務組合への加入について」でございます。広域連合の議会の議員その他非常勤職員の公務災害又は通勤による災害に対する補償に関しまして、事務の効率化を図るため、共同処理事務を行っている長崎縣市町村総合事務組合へ加入するものでございます。なお加入の時期は、平成19年4月1日以降を予定しております。

次に、13ページをお願いします。議案第30号「長崎県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について」でございます。広域連合につきましては、地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき、「広域連合設立後速やかに、議会の議決を経て広域計画を策定しなければならない」と規定されております。その内容につきましては、広域計画の趣旨、広域計画の項目、広域連合及び市町が行う事務及び広域計画の期間について策定したものでございます。期間といたしましては平成22年度までとし、広域連合長が必要と認める場合は、随時改定を行うことといたしております。

次に、14～15ページをお開き願います。議案第31号「平成19年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。歳入歳出それぞれ総額は、3億4,349万4,000円でございます。18年度と比較しまして、3億1,559万3,000円の増となっております。これは先ほど申し上げましたが、平成18年度は連合設立後の3ヶ月分の予算であったこと、及び19年度は平成20年4月からの制度開始に伴い、新たに被保険者証の作成や電算システム関係の予算が発生することなどによる増でございます。

左側14ページ、歳入でございますが、1款の分担金及び負担金は3億4,348万9,000円でございます。これは市町からの共通経費負担金でございますが、市町ごとの内訳につきましては、次の16ページをご覧ください。負担割合は議案第18号でご説明申し上げたものと同じ割合でございます。右側に網掛けで示している金額が各市町にご負担いただきます負担金でございます。

戻りまして14ページ、2款の国庫支出金、3款の県支出金、4款の繰越金、5款の諸収入については、それぞれ存目を計上させていただいております。

歳入合計といたしましては、3億4,349万4,000円でございます。

右側の15ページ、歳出でございます。まず1款の議会費として、451万1,000円を計上しております。議会は定例会を2回、臨時会を1回、またこれに伴う議会運営委員会、全員協議会に必要な報酬、招集旅費、会場使用料等を計上させていただいているところでございます。

次に2款総務費の1項1目一般管理費として、1億7,441万9,000円を計上いたしております。その主なものは、派遣職員の人件費及び旅費でございます。次に2目に新たに運営委員会費として、170万円を計上いたしております。この運営委員会費、これは市長・町長による運営委員会で、本広域連合の最終的な意志決定機関ということでございます。年3回開催することに必要な事務費を計上させていただいております。次に3目の幹事会費として、642万3,000円を計上いたしております。19年度は幹事会を6回、担当者会議を10回予定しております。これに伴う旅費、需用費、会場使用料等必要な経費を計上させていただいております。

次に2項の選挙費を新たに設けております。1万1,000円を計上しております。これは、選挙管理委員会の運営に必要な経費を計上いたしております。選挙管理委員会については、地方自治法に定める直接請求があり、委員会として活動する場合にのみ、報酬、旅費等が生じることとなります。

次に3項の監査委員費も新たに設けております。36万8,000円を計上させていただいております。監査については、年1回を予定し、これに必要な経費を計上しております。

2款の総務費の総額は1億8,292万1,000円となっております。

次に3款の民生費も新たに設けております。1億3,971万2,000円を計上いたしております。その主なものは、制度開始に伴う制度周知用のパンフレット等の印刷製本費が2,267万5,000円、被保険者証の作成委託料としまして2,000万円、それから電算システム関係といたしまして、システム導入に伴うハード機器、ソフト、ネットワーク等に必要な経費9,643万7,000円を計上いたしております。なお電算システムにつきましては、国から示された基本システムの仕様を基に算出した金額を計上させていただいているところでございます。その中でリースが可能な機器については、5年リースを予定しております。

次に4款の公債費として5万円を計上しております。これは一時借入金の利子でございます。

次に5款の予備費として、1,630万円を計上いたしております。これは、新しい制度のため、予期しない経費が想定されることから、予算総額の5%相当額を計上いたしております。

歳出合計といたしまして3億4,349万4,000円でございます。以上が平成19

年度広域連合の一般会計予算でございます。

以上で議案第19号から議案第31号までの説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（山口博君）：それでは、各議案に対する質疑を行います。質疑は「議案第19号から議案第30号」を一括して行い、次に「議案第31号」を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので、まず「議案第19号から議案第30号」を一括して質疑を行います。なお質疑の際は、議案番号と質疑箇所のページをお示してください。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ございませんか。それでは、これをもって、「議案第19号から議案第30号」に対する質疑を終結いたします。

次に、「議案第31号」に対する質疑を行います。横尾議員－1番。

○1番（横尾章二郎君）：先般、頂きました一般会計予算の1ページでございます。18年度の先ほど承認されました一般会計予算の一時借入金の限度額が500万というふうになっております。今回も500万というふうになっておりますが、この根拠についてお尋ねいたします。それから15ページに賃金、臨時雇い1人となっておりますが、この臨時職員の職種というものそれからこの臨時職員が増える可能性があるのか。その点をひとつお尋ねいたします。それから事務局の借上げは、この市町村会館ということになっていると説明がございましたけれども、かなりのスペースがいるんじゃないかと思っております。どのくらいの広さが要るのか。この辺についてお尋ねいたします。それから18ページに社会福祉総務費がございます。ここに電算のシステム関係がございます。先ほどご説明の中では厚生労働省からいろいろあつたりしているようですが、これに対する予算を見ますと、国それから県これは費目の設定のみで1,000円となさっておりますが、この費目の設定のみで19年度の予算が組まれております。そうしますと電算関係で全て各市町が負担をすると、さきほど示されましたように3億4,000万というふうなことが各市町に全て。そこでどうしてこの国・県の予算があげられなかったのか。その辺についてご説明をお願いいたします。またこの電算システムの機器の借上料が5,700万ということになっております。非常に大きな金額になっております。備品購入はまだよいとしましても、そういった電算システム関係の委託料ですとか借上料ですとかいうふうな中

でかなり大きな金額があがっておりますけれども、これについての契約の仕方等はどうかっておるのか。その辺についてひとつお尋ねしたいと思います。まず一問目として以上でございます。

○議長（山口博君）：事務局。

○企画監兼次長（小川政吉君）：横尾議員のご質問にお答えを致します。まず予算書の最初に掲げております一時借入金500万についてでございます。これは19年度予算、今度の4月からスタートするわけでございますけれども、この運営に要する経費等につきましては、予算に書いておりますとおり、市町村からの分担金ということが財源でございます。この分担金をいつ市町村から頂くこととなりますが、いろいろ手続がありますけれども、4月の下旬くらいにならないと実際お金が入ってこないんじゃないかなということもございまして、それまでの間、この4月から入ってくるまでの間の必要な資金等に対応するために、この一時借入金で対応したいと考えております。その一借の限度を500万円と定めようというものでございます。

それから2点目の賃金についてございまして、賃金これは1名雇用する予定にしておりますけれども、業務の内容としては事務の補助という形で1名雇用をしたいというふうに考えております。今後は、どんな可能性でというお尋ねでありましたけれども、今のところ19年度についてはこれ以上増やす予定はございません。ただし事業が始まりました年度に、20年度以降につきましては、色んな事業関係の事務を、正規の職員ではなくて、いろんな委託をしたり、そういう臨時職員等で賄うというふうなこともございますので、増えることはあろうかと思っておりますけれども、今回の予算に限って申しますと、1名で増やす予定はないということでございます。

それから、借上料の件につきましては、事務局はこの現在の市町村会館に事務局を置くということで、定めていただいておりますので、スペースといたしましてはこの6階の会議室真下の5階のスペース、ここの全フロアをお借りしたいということで考えております。事務局としてですね。なお20年度以降につきましては事業が開始されるということですね、色んな事業関係をするためのスペースがまた相当量必要になってまいります。そういうこともありまして、3階のスペースも粗方8割方くらいは利用させていただきたいというふうに考えているところでございます。今回の予算につきましてはこの5階のフロアの借上料を計上しているということでございます。

それから電算のシステムにつきましては、予算で示しておりますように、相当大きな金額が必要になっておりまして、このシステムの整備につきましては国・県の補助金は存目計上で、現在のところは予定をしてないところでございますが、国及び県の補助は、このシステムの整備についてはないということになっております。ただし国・県の補助がないということは、市町村から直接分担・負担をいただくことになる訳ですけれども、市町村の方に地方財政措置ということで、交付税で措置をすると、市町村に措置したものをこの

広域連合に分担金としてご負担を願うというふうなシステムになっております。国が示しております地方交付税の地方財政措置というのがどんな内容になるかというところは、先般の国の政府予算案の中でもひとつの考え方が示されてはおります。がしかし、何しろ地方交付税でございますので、その中に算定をするということでございまして、必ずしもその額、実額が入ってくるという訳ではないようなところがこの地方交付税のあり方でございます。そこら辺は若干不透明な、金額面ではハッキリしないところがございましてけれども、考え方としては国・県の補助金を入れなくて各市町村に交付税で措置をすると、その措置されたものを電算システムについては連合に負担をしていただくというふうな形になっておりますので、ご理解をいただければと思います。

それから機器の借上料とか備品というふうなものが予算計上しておる訳でございますが、こういうものにつきましての契約の方法につきましては、まず具体的にどういう機器をどれだけ、どんな方法で、例えば市町村との間のネットワーク方法にしても未だ現在確定はいたしておりません。検討中であります。市町村と結ぶネットワークにしても色々な方法がございます。例えば今、総合行政システムL GWANという市町村と県等行政機関を結んでいるラインがございますけれども、こういうラインを利用するか。あるいは別途、新たな専用回線を引いてやるか。あるいは又、他の回線を利用してやるかとか、そういう色々な方法がございますけれども、そこら辺は、まだこれから検討していきたいと。ここら辺りを確定になるのが、大体6～7月くらいには決めなければいけないかなというふうに考えておりますが、そういうのを含めて、どうなるかによって契約の方法が変わってまいりますので、全体の電算システム構築の考え方を整理する中で、個々の契約の在りようを詰めていくというふうになろうかと考えております。以上でございます。

○議長（山口博君）：横尾議員－1番。

○1番（横尾章二郎君）：実は先般、概要についての資料を頂いております。1月23日でしたか、ここに広域電算の処理システム等のスケジュールというのがございます。もう既に厚生労働省あるいは国保中央会。私どもは既に説明がありました今からだというということになった上で、この厚生労働省とか国保中央会、国保中央会は別としましても、厚生労働省がこういうふうにして指導して、この分担の間隔でシステムを借用するというふうな検討の指示があったと説明がありましたと思うんですが、そうした時に、やはりこのスケジュール表ですと既にシステムが出来ておらなければいけないような事になっておりますし、あと初期データの移行というのが今年の7、8月になるというような事ですけども、その前にそういう諸々の事務を捌かさにやいかんということになりますとやはり、電算システムを早く立ち上げにやいかんのではないかと考えております。そうした時に、ここに予算に名目だけ1,000円とあがっておりますが、1,000円あげておられるということは何かの指示があつてんじゃないかと私たちは思うわけです。従いまして大体こちらで電算システムについては各広域連合で負担しなさい。後は交付税ですよというこ

とはあっても、しかし何らかの、これだけのものは予算計上していいですよというふうな通知があつてんじゃないかと思います。私が何故言うのかといいますと、やはり3億4,000万からの全ての費用が各自治体に割り当てられて負担金になると、できましたらやはりお互いに窮屈な財政の上での運用ですから、わかりましたらやはり、これは予算に計上して負担金の減額に結びつけるべきじゃないかなというふうな考えで質問をしています。以上です。

○議長（山口博君）：事務局。

○企画監兼次長（小川政吉君）：お尋ねの電算のシステムの関係でございますけれども、スケジュール的に行きますと、国の開発スケジュールも若干遅れ気味ではございます。私どもと致しましても、この広域連合のシステムを立ち上げ、契約をして、調達をして、これが稼動するようになる。さきほど申し上げましたように7月ぐらいまでにはなんとかせんばいかなというふうな考えておるところでございますけれども、この広域連合で整備をする電算のシステム、それと併せまして今度は市町村側でやっていただきます、既存の市町村がもっております電算のシステム、こういうものの改修作業、事務経費、そういうふうなものもございます。それから先般、協議会の折に申しました市町村の事務というところでございますけれども、この広域連合の部分は先ほど申し上げました様に7月ぐらい迄にはシステムの整備を、とにかく契約等早めに済ませてですね、方法を決めていかにやらんと考えておる訳ですけれども、市町村側のシステムの整備については、先般の12月の国の政府予算案におきまして、補助を行うというふうなことが決まっております、その補助も、この整備を急ぐという必要性のことから18年度の補正予算とするというふうなことも決まっております。先般、国会も開会されておりました、出来るだけ早い時期に国の方は、この補助金については予算を通して、直ちに市町村の方に補助金の申請等の通知を出すと、そういう流れの中に、市町村でやる事務はそういうことになっておりました、広域連合の電算処理システムは、まだ若干市町村とどう繋いで、どういうふうなシステムの構成をしてという細かい詰めが、この2月3月の間にやっていかにやいかんということもございますので、非常に難しい大変大掛かりなシステムでございます、私どもも電算の、まあなんと申しますかプロではないわけで、非常に難しいというか頭を悩ませながら今検討を進めておるところでございます。しかし時間もございませんので、まあ2月3月中にはそこら辺の方針をきちんと決めて、契約をすべきところ、或いは調達をという部分とか、システムをどういうネットワークとするかというふうなことを決めていかにやらんとというふうな考えておるところでございますので、ご理解をいただきたいと考えております。

○議長（山口博君）：横尾議員－1番。

○1番（横尾章二郎君）：まあ、一番先端の連合の方は急ぐばかりで非常に事務が大変だと思います。またここに借上げですとか委託ですとか非常に高額な金額が、借上料払ったり委託にまわしたりということになっております。そこで、これはまあ本格的・具体的には契約とか借上げの事務は進んでないんじゃないかと思えますけれども、予算上こうなっております、しかし借上げ料が5,700万が大体5年間ぐらい続くのかなど、先ほどの話だと思います。そうした時に私たちはこれが5年間続きますよというふうなことを示すためには、やはり債務負担行為等の必要が出てくるんじゃないかと思うんですけども、その辺の事務の取扱については、どんなふうにお考えでしょうか。

○議長（山口博君）：事務局。

○企画監兼次長（小川政吉君）：ご指摘の様に、また先ほど事務局長が説明しましたように、電算のシステムのハードの部分と、或いはソフトの部分の一部につきましては、5年間のリースというふうなことで考えておるところでございます。そのために必要な予算を19年度で計上しておるところでございます。この予算に充てている部分につきましては、リースにつきましてはこの連合でやるシステム予算でございますので単年度契約の形でやっっていければというふうに考えております。市町村におきましても5年間ずっと負担は願いますることには間違いございませんけれども、市町村の分担金という形で毎年度毎年度、この電算の関係も含めて、その他の運営諸経費も含めて分担金という形をお願いをしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山口博君）：古川議員－20番。

○20番（古川利光君）：一時借入金についてはですね、少し僕は金額が低いと思っております。ひとは存目で国・県のあれといいますか、これをご説明いただいたような感じもしますが、実際的にはどのような財政スキームでですね、どういうことで国とか県とかというのが出てくるのか、そういうふうな予定がされているものといいますか、当然予定がされておると思うので、そこら辺を教えてくださいというのと。それと、僕はこの制度自体があまり好きではありません。その75になってからですね、もう寿命が近づきよるのに、被扶養者になったものを、また出てきて保険料・介護保険料を払えという自体、みんなよう賛成したなと思ってるんですよ。まあ出来た以上は仕方なく協力をしていかなきゃならんと思ってるんですが。そこら辺について、制度が出来たときに、連合長さんがどのような感じで受けられてされたか。所見だけでいいですから、それも併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口博君）：連合長。

○連合長（伊藤一長君）：制度が出来るまでの間含めて、連合長というよりも、市長会含めて、どういうふうな意見の集約とかそういったものに限らずといいますか、私は基本的にここでは、法律がそういうふうになって、しているから是非協力してもらえないか。国のほうも今の形では高齢化してにっちもさっちもいなくなってきたからということではないかなと思います。非常に残念な、趣旨は理解できるのですが、経過としてはそういう経過が、残念ながらあったんじゃないかならうかと思います。以上でございます。

○議長（山口博君）：事務局。

○企画監兼次長（小川政吉君）：お尋ねになりました、一時借入金の500万というのが少ないんじゃないかというご指摘でありました。先ほど若干ご説明いたしましたように19年度から、4月からの運営は市町村の分担金が財源の主たるものでございます。4月早々に市町村に分担金の請求を申し上げるんですけども、これがひとつの会計手続き等、若干時間が必要ですので、4月末くらいにならないと連合の口座に入ってこないという、それまでの間、若干事務費等或いは給料等必要になると思っておりますが、500万くらいあれば概ね足りるんじゃないかなということ、500万というふうにさせて頂いております。ただ、翌年度20年度になりますと、相当な額のものになるかと思っております。

次の国・県の補助金の関係でございますけれども、存目で1,000円しか計上しておりませんが、ここら辺の考え方は、国の考え方は、先ほど交付税で措置するのが基本的な考えだからということで、補助金は今のところ無い訳ですが、ただ一部ですね、この広域連合内に先ほどの電算システムの関係で、サーバールーム等という電算機を設置するスペース等々の工事費が若干かかります。そういう経費については国が別途補助を出すということになっておりますので、そういうのが今のところいくらになるか分かりませんので予算には計上していないのですけれども、そういう補助があった時の受け入れ存目勘定として、今考えているところでございます。以上でございます。

○議長（山口博君）：古川議員－20番。

○20番（古川利光君）：そうしたら、さっき説明がありました色んなものについては各市町に入れるので、それで分担金を払ってこれを運営するということですから、国からのこの連合に対する国からの直接の補助というのは無いというようなことで考えていいんですか。

○議長（山口博君）：事務局。

○企画監兼次長（小川政吉君）：先ほどちょっと触れましたけれども、直接補助がこの広域連合にある分が一部ございます。先ほど説明したように電算関係のサーバールーム等の整

備費ということで、直接連合に補助がなされるということで、補助制度が設けられております。19年度ですね。ただそれは電算の全体システム設計がどうするかというのが先程来、説明しておるのですがハッキリしておりません。うちの広域連合内にサーバールームの設置をするか。どこか別の部署にそういうルームの設置をするかということもありますので、今は入ってくる補助金も存目に1,000円だけにしておいて、実際に必要な場合は次の補正予算等をお願いをしたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（山口博君）：古川議員－20番。

○20番（古川利光君）：これをした場合に、例えば今負担金を市・町が出してやっておりますが例えばそのトータルと、或いは連合を作らないで各自がそれなりに電算について努力をした場合と。やっぱりこうしたほうが相互に支えあうので医療を支えられると。しかし、負担というのはどうなのかですね。変わるのか変わらないのか。やっぱり連合でしておった方が、各分担金を出してしておった方がいいという形になるのか。その辺のメリット・デメリットというのはどういう事になりますか。

○議長（山口博君）：事務局。

○企画監兼次長（小川政吉君）：お尋ねの各市町村でこの事務を行うか広域連合で広域的にやるかという、メリットの問題でございますけれども、やはりこの高齢者医療制度の場合は、今はこの高齢者というのは、前に説明しておったと思いますけれども、市町村の国民健康保険でありますとか、その他の民間の、政管健保その他健保組合とかに入っておられる方達。こういった人たちを全部吸収して一本にしてやろうという制度でございますので、そういう面からいったら、市町村で今やっております国民健康保険関係の事務、ここから相当の方達が移行してまいりますので、国民健康保険の事務が相当軽減になる。それからまた老人医療の関係の現在市町村でやってもらっている事務につきましても、市町村との間の、連合との間の事務の区分がございますけれども、それをやったら相当の部分が連合の方に入ってくるという面で、市町村の方に事務量としてある程度の軽減がございます。ただし、また新たに生じてくる事務も、例えば保険料の徴収事務とか、今まで無かったような事務も生じてくるということもございまして、そこら辺をプラスマイナスしたところでどうかというふうなところがございますけれども、やはり今後、現在はそういうこととございまして、これから益々高齢者が増えていく、高齢社会になっていく中で保険の運営主体として市町村が直接やるよりも、やはり広域的な運営主体でやっておいた方が保険の運営主体としては、今後非常にその方が財政基盤その他都合がいいんじゃないか。よりその方が効率的じゃないかというふうなことから、この広域連合で県下一本で制度を設けて運営をしていこうという制度になっておりますので、今日に見えるところから

言いますと中々ここでいくらでというのは出しにくいというところはございますけれども、将来のことを考えますと、相当なメリット・効果があるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（山口博君）：津田議員－２８番。

○２８番（津田祐一君）：先ほどの横尾議員に関連致しまして、１点だけ事務局にお願いをしたと思います。電算システムについてでございますけれども、資料の１９ページの１３節１４節の委託料及び使用料賃借料ということで数値が上がっている訳ですね。これはおそらく仮見積もりを取ってここに数字をあげているんじゃないかと推測をする訳なんですけれども、このコンピュータシステム等につきましてはメーカー等或いは契約の仕方等によって、大きな減額、差額が出てくるというふうに思うわけでございます。ですからこれが５年間、１０年間という事になりますと相当な金額にのぼってくる訳でございますので、その辺のところは充分ですね精査をして、効率的な契約をしていただくように要望をしたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（山口博君）：平田議員－９番。

○９番（平田章君）：ただいまその予算について色々質疑がされておるところでございますけれども、この電算機器の関係につきましても相当、今年度の予算としてはこれくらいだと思っておりますけれども、将来に渡ってはまだまだこれより増嵩してくるんじゃないかなということが考えられます。先ほどの質問の中でですね、保険の運営主体は広域でやった方がメリットがあるんじゃないかという思いがあるというふうな説明でありましたけれども、現在は、先ほどの１６ページですかね、県下の高齢者の人口というのは１９万５，０００人おることになるわけですが、各市町においても、国保の運営については非常に財政的にも困っておるところでございます。そういう観点から考えると将来的にはこの保険の分野については全てこの広域連合でやるような形の方向を持って、まず第１点は７５歳後期高齢者のみというか、後は国保についてもそういった形で全部取り込んでやるという事によって、今、電算システムを入れたその機械そのものの活用を大いに効果があがって来るんじゃないかなと、そしてまた各市町村との連携も取れるんじゃないかなというふうに思うわけですが。そういう点について、将来の考え方はどういうふうなお考えでしょうか。お願いします。

○議長（山口博君）：事務局。

○企画監兼次長（小川政吉君）：まず電算のシステムの関係の予算についてでございますが、１９年度でお願いしておりますのは９，０００万円強の予算でございます。いろいろな経

費合わせてですね。将来的には、先ほど説明を致しましたように5年のリース、ハード及びソフトについてはリースということですから、概ね5年間は計画的なところで推移するかというふうに考えております。更にまた19年度には初年度経費・初度経費というのがある程度かかります。一番最初に立ち上げるための経費がですね。そういうのが19年度には入っておりますので、以降については若干少なくなっていくかというふうに考えております。今算定をして予算に計上しております金額については、一応ハード機器類ソフト等につきましては国で仕様を示したものを基準にしていろいろな業者、電算関係の業者あたり等の見積もりを参考にしながら算定をしているところでございますが、実際契約となると、先ほど津田議員さんからもご指摘がありましたように契約の方法等しっかりやれば、かなり効率的に出来るんじゃないかということもございまして、精一杯そういう事に努めて、今の予算の計上額よりも出来るだけ少ないところで出来るようにやっていきたいというふうに考えているところでございます。

それからまた、将来の考え方ということでございまして、これは現段階で申し上げるものかどうかと思うんですけども、今現在この制度は75歳以上の後期高齢者医療制度、75歳以上の人を対象にした広域連合で、運営主体の保険者ということになっておるんですが、議員のご指摘がありました、国保とかいうこともあります、国の方では市町村で現在やっただいております国民健康保険についても広域化を図りなさいというのは数年前から既に計画を出しているところでございます。ただし私どものこの高齢者の広域連合では、現在のところまだ国保をどうするか、介護がどうだとかいうふうな事は検討課題には挙げてはおりません。ずっと先の将来の課題ではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山口博君）：平田議員－9番。

○9番（平田章君）：一応説明については理解は致しますけれども、ずっと先の将来の予定というよりも、やはりこういう県下の広域連合ということ組織したならば、それは他の面でも活用できるような形で取り組みをするという目標を持って私は今からやるんじゃないかなと思っております。そういう点については、連合長どういうふうにお考えでしょうか。お尋ねします。

○議長（山口博君）：連合長。

○連合長（伊藤一長君）：ただいまのご質問にお答えしたいと思います。今の質疑のやり取りを通してみましても感じますのは、大体議員の皆様方、理事者の皆様方を含めてでございますけれども、国の政策というのが、確かに超高齢化社会に入って今介護保険とか社会保険も持ちこたえなくなって医療制度そのものの根幹を揺るがす問題だということを含めた形の、こういう75歳以上の後期高齢者医療をするという、趣旨とか、将来性とかいうの

は一定理解出来る訳ですが、国が今色々示されているのは、どちらかと言えば長期計画ではなくて、まあ中期計画というか短期計画というか、まあ「思いつき」と言ったらちょっと言いすぎですけども、そういう計画性とか継続性とか、どうもその欠けている嫌いが、私はするわけです。ですから今、議員のご指摘の将来的にどうだろうかという事を含めて、まあダブっている部分もあるんじゃないかと。

例えば今の議論をお聞きしまして、私は長崎市の方を今お預かりしているわけですが、長崎の場合は、皆様方の自治体もそうだと思いますが、65歳以上の方の名簿はコンピュータに入力済みでありまして、包括介護支援センターも地域支援も全部配置されていまして、そこはもう全部名簿は持っているわけですので、そことの関係はどうなるのか。国の交付税とか、最初の初期投資の補助金を出すとか言っているけれども本当にどこまで来るのかと。最初は、出だしはそういうふうな表現は大体往々にされますけれども、実際、フタを開けて進み出したら自分たちが思ったほど来ていないじゃないかということで、それぞれの自治体が大変なご苦勞をされているということを私も熟知しておりますので、そういう事を含めたら、先ほど重みのある質疑をさせていただいて感じますのは、まず予算を通させていただいて、中身はキッチリ有利な財源を使いながら、今まで既存の自治体でされているそういうものをどう活用するのか、そしてそれぞれの自治体の負担を、将来的に軽くもっていくのかという事を目指した形でお互い努力していくということしか、もう現段階では言えないんじゃないかなと。国のほうも色々出だしはそういうふうに言っておりますけれども、実際の中身はもう伴わないケースも、残念ながらあると思うんです。その事を視野に入れながら、議会の皆様のご指導を頂きながら、しっかりとこの制度を、そんなに大きな負担にならないような形で運営のほうを頑張ってまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願い致します。以上です。

○議長（山口博君）：それでは、これをもちまして議案第31号に対する質疑を終結したいと思います。それぞれの議案につきましての採決につきましては、予定をいたしました時間が少し超過を致しましたので、この辺で午前中の会議を一時休憩をいたしまして、午後1時から再開をしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

12時05分 休憩

13時00分 再開

○議長（山口博君）：それでは、午前中に引き続き会議を開きます。これより各議案ごとに順次討論、採決を行います。まず、議案第19号「長崎県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なしの発言でございます。これをもちまして討論を終結し、採決をいたします。「議案第19号」はこれを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第19号」は、原案どおり可決されました。

○議長（山口博君）：次に、議案第20号「長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なしとの発言でございます。これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第20号」はこれを原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第20号」は、原案どおり可決されました。

○議長（山口博君）：次に、議案第21号「長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第21号」はこれを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第21号」は、原案どおり可決されました。

○議長（山口博君）：次に、議案第22号「長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なしの発言でございます。これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第22号」はこれを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議がありませんので「議案第22号」は、原案どおり可決されました。

○議長（山口博君）：次に、議案第23号「長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：これをもって討論を終結し、採決いたします。「議案第23号」はこれを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第23号」は、原案どおり可決されました。

○議長（山口博君）：次に、議案第24号「長崎県後期高齢者医療広域連合行政手続条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第24号」はこれを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議がありませんので「議案第24号」は、原案どおり可決されました。

○議長（山口博君）：次に、議案第25号「長崎県後期高齢者医療広域連合実費弁償に関する

る条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第25号」はこれを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第25号」は、原案どおり可決されました。

○議長（山口博君）：次に、議案第26号「長崎県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なしの発言でございます。これをもって討論を終結し、採決いたします。「議案第26号」はこれを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第26号」は、原案どおり可決されました。

○議長（山口博君）：次に、議案第27号「長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：これをもって討論を終結し、採決いたします。「議案第27号」はこれを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第27号」は、原案どおり可決されました。

○議長（山口博君）：次に、議案第28号「長崎県後期高齢者医療広域連合と長崎県との間の公平委員会事務の委託に関する規約」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なしの発言でございます。これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第28号」はこれを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第28号」は、原案どおり可決されました。

○議長（山口博君）：次に、議案第29号「長崎県市町村総合事務組合への加入について」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第29号」はこれを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議がありませんので「議案第29号」は、原案どおり可決されました。

○議長（山口博君）：次に、議案第30号「長崎県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なしの発言であります。これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第30号」はこれを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議ありませんので「議案第30号」は、原案どおり可決されました。

○議長（山口博君）：次に、議案第31号「平成19年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：これをもって討論を終結し、採決をいたします。「議案第31号」はこれを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議がありませんので「議案第31号」は、原案どおり可決されました。

○議長（山口博君）：次に、日程10同意議案2号「長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について議会の同意を求めることについて」を議題といたします。本件は、地方自治法第117条の規定により徐斥の必要がありますので、初手議員の退場を求めます。

○議長（山口博君）：監査委員を選任することについて連合長の説明を求めます。

○連合長（伊藤一長君）：〔登壇〕同意議案第2号は、長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について議会の同意を得ようとするものでございます。識見を有する者から選任する監査委員でございますが大島和己君。そして議会の議員のうちから選任する監査委員につきましては、川棚町選出の初手安幸君を選任致したいと存じます。いずれも適任かと存じますので、皆様方のご決定を賜りますようによろしくお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（山口博君）：これから、同意議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について議会の同意を求めることについて」を直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議がありませんので採決をいたします。

同意議案2号「長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について議会の同意を求め

ることについて」は原案のとおり、大島和己君、初手安幸君に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：異議なしと認めます。同意議案2号「長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について議会の同意を求めることについて」は、同意することに決定いたしました。初手議員の入場を求めます。

○議長（山口博君）：次に、日程11「選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について」選挙を行います。お諮りをいたします。選挙の方法と致しましては、地方自治法第118条の規定により投票による方法と指名推選の方法がありますが、議長による指名推選の方法でご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議がないと認めます。よって選挙の方法は、議長の指名推選によって行うことに決定をいたしました。

○議長（山口博君）：これより、選挙管理委員会の委員について、お手元に配布いたしております名簿のとおり議長より指名をいたします。阿部利雄君、園田洋一郎君、浅井春千代君、井石嘉明君、以上4名を指名をいたします。お諮りいたします。ただいま指名いたしました4人を選挙管理委員会の委員の当選人に決めることにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました、阿部利雄君、園田洋一郎君、浅井春千代君、井石嘉明君が選挙管理委員会の委員に当選されました。

○議長（山口博君）：次に、選挙管理委員会の補充員について、お手元に配布いたしております名簿のとおり議長より指名をいたします。なお、補充の順序につきましては、指名の順序によって定めたいと思います。大串近男君、石田博之君、福田敏君、桑村利規君、以上4人を指名をいたします。お諮りいたします。ただいま指名いたしました4人を選挙管理委員会の補充員の当選人に定め、補充員の順序は、指名の順序のとおり定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました、大串近男君、石田博之君、福田敏君、桑村利規君が選挙管理委員会の補充員に当選され、補充の順序は、指名の順序のとおりと決定されました。

○議長（山口博君）：次に日程 1 2 議員提出議案第 3 号「長崎県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項の指定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。25 番、前田哲也議員

○25 番（前田哲也君）：〔登壇〕長崎市選出の前田哲也でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。ただいま議題となりました議員提出議案第 3 号「長崎県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定について」につきまして提案理由を申し上げます。この議案につきましては、過日、全議員の運営協議会で協議いただきました結果をもとに制定しようとするものであります。内容は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の権限に属する軽易な事項のうち、連合長において専決処分できる事項を指定しようとするものでございます。案文につきましては、お手元に配布いたしておりますので、朗読を省略させていただきます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山口博君）：ただいまから、「議員提出議案第 3 号」に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ないようですので、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：これをもちまして討論を終結し、採決いたします。「議員提出議案第 3 号」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議がありませんので、「議員提出議案第 3 号」は原案のとおり可決されました。

○議長（山口博君）：日程13「議会運営委員会委員の定数及び委員の選任について」を議題といたします。まず、議会委員会条例第2条の規定に基づき、定数を決定したいと思います。定数を8人と決定したいと思います。お諮りをいたします。委員の定数を8人とすることに決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の委員定数は、8人と決定いたします。次に、議会運営委員会の委員並びに正副委員長の選任を行います。本選任については、お手元に配布いたしております名簿のとおりそれぞれ選任することにご異議ございませんか。

議会運営委員会選任名簿

（定数 8人）

委員長	古川	利光
副委員長	安富	安雄
委員	福島	満徳
同	山本	大寛
同	川淵	喜代美
同	柿森	誠
同	大久保	進
同	横尾	章二郎

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議なしと認めます。よってそのとおり選任することに決定いたしました。

○議長（山口博君）：次に、議会運営委員会の所管事項に関し、議会閉会中の付託事件として、お手元に配布のとおり付託することと致したいと思いますがご異議ありませんか。

議会閉会中の委員会付託事件について

委員会名

議会運営委員会

付託事件

○議会の運営に関する事項

○議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

○議長の諮問に関する事項

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議がないと認めます。よって、そのとおり決定をいたしました。

○議長（山口博君）：お諮りいたします。14番町田議員から一般質問の申し出があつておりますので、これを日程に追加することにいたしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議がないと認めます。日程14一般質問を追加いたします。

これより一般質問を行います。質疑につきましては運営協議会の申し合わせにより、答弁を含め30分以内と致します。14番、町田議員。

○14番（町田正一君）：〔登壇〕それでは通告に従いまして一般質問を行わせていただきたいと思います。正直言いまして私もこの広域医療連合が何のために設立されたのかさっぱり解りません。先ほど古川議員の方が質問してくれてですね、私一人勉強不足じゃなかったのかと非常に心配しておりましたけれども、実は安心しました。

まあ国は、要するに高齢者にかかる医療費を抑制するために、今回県単位の後期高齢者医療広域連合を結成し、まあ当議会を発足したわけでありましたが、結局今回国が出している法案の骨子が、これまでの世帯主が負担していた後期高齢者の負担分を、75歳以上の世帯から、75歳以上の高齢者を切り離してその方達の年金の中から、平均月にまあこの前の説明を受け大体6,200円の保険料をこれまでの介護の被保険者と同じように年金から天引きして行こうという、新たな負担を国が求めているだけのことだと、正直言って。私はそもそも何のために多額の事務経費を使ってこの広域連合を作ったかどうかというのを、非常に解らんかったんですが、結局それに尽きることだと、正直言って思っています。先ほど連合長からも、同様の趣旨の発言があつたのかどうか知りませんが、まあそういうふうな形だったんですね。本当にこの機能、この連合は今後きちんとやっていけるのかどうか、私は非常に心配をしております。まずは30分の時間なんで質問順に従って一般質問を行いたいと思います。

まず後期高齢者の県内の医療状況は、我々離島は、特に対馬・壱岐・五島、それに付随する島しょ部と本土では大変な格差が存在しているということでもあります。長崎県はおそらくこの広域医療連合の運営が非常に全国でも、非常に難しい地域のひとつだと考えられますが、長崎県においては、こういった離島の医療状況を見捨てて広域連合の話を進める

訳にはいかないです。私は強く訴えたいと思います。特にですね、まあ特にとということも無いですが、例えば我が壱岐市においては、二次医療機関として市民病院があるわけですが、ご多分にもれず医師不足が専門医不足が、緊急の場合は特に75歳ともなれば、もう大体がんか脳梗塞か心臓発作とか、そういった緊急性が必要なものがほとんどで、その方達はほとんど、大村の医療センターなりその他の医療センターにヘリコプターで運ばれて行きます。高齢者の負担も大変なんですけど、入院が長期に渡るために、離島からそういった大村その他に行く交通費・宿泊代それからその他諸々の経費だけだって、本土におられる皆さん方には考えられないような経費がかかります。私の母も5年半前に脳内出血に倒れて、大村に夜中にヘリコプター運ばれて5年間は、今でもまだ介護中ですけど、正直言って経済的にも非常に大変なんです。今回の分で激変緩和期間は設けられているとはいえ、私は基本的に県内一律の保険料の設定はそもそも、現状の県内の医療状況にここまで乖離があれば、県内一律の保険料の設定は基本的には無理ではないかと思っております。そこでまず質問の第1点なんですけど、県内の後期高齢者の年間医療費の一人当たりの乖離差。これについて連合の方は、理事者側はどう考えられているのか、まずそれをお答え願いたい。

また県内一律の保険料は、国保でも地域特例という形でありますけれども、離島の状況を考えてみれば、離島に対しては恒久的な減免措置が図られるべきである。私は思いますが、それについてどう考えておられるかどうか、お答え願いたい。

3番目に保険料率の決定の時期は、多分年に2回の議会であれば次の議会の開催前に事務方から、多分出されるんだと思いますが、わずか年2回の議会で、私はこれを決定するのは非常に安易すぎると。そこで決定の時期と、それから議長に対してひとつお願いですが、併せて議長には、次回のこういった保険料が決定される前に特別委員会を設置してこの保険料に関する特別委員会を設置していただいて、この件に関する精査を是非行っていただきたいと。それを是非、議会運営委員会の方でお諮り願いたいというふうに提案したいと思っております。

次に今回の広域連合の保険料の徴収に関してであります。理事者側は、まあ要するに一番簡単な年金から天引きされる被保険者が大体どの程度だと考えられておられるのか。多分、介護保険よりもはるかに低い割合になるんじゃないかと私は思っておりますが、残りの分の徴収については、市町村にその徴収義務を負わせるということになると、現在壱岐市でも国保それから住宅・水道・固定資産税、まあ市税に関するですね、非常に滞納状況が非常に多くなっておりまして、職員はもう特別チームを作って今その滞納の解消に大わらわの状況であります。これ以上の徴収義務を市町村に負わせることは、非常に困難であると私は考えておりますが、その点について、事務当局はどうお考えになっておられるのかどうか併せてお尋ねいたします。

答弁によっては、自席のほうから再質問致したいと思っております。以上です。

○議長（山口博君）：連合長。

○連合長（伊藤一長君）：〔登壇〕 壱岐市選出の、自らの体験も含めた、町田正一議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。私のほうからお答えさせていただきまして、補足の方は事務局の方から答弁いたしたいと思っておりますのでご了承をお願いしたいと思います。

まず第1点目の、後期高齢者医療の保険料につきましてでございますが、「高齢者の医療の確保に関する法律」第104条第2項におきまして、後期高齢者医療広域連合区域内で均一保険料が原則とされております。しかしながら議員ご指摘のように、離島その他の医療確保が著しく困難な地域がたくさんございまして「離島等の特例」といたしまして恒久的な措置を受け、広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料を、地域単位で不均一料金として設定できることとなっております。なお、この「離島等の特例」の基準につきましてであります。無医地区のように近くに医療機関がなく、かつ医療機関へのアクセスが困難である地域とする方向で、国において検討がなされているところでございます。また、市町村における一人当たりの老人医療費が、広域連合の平均医療費に対しまして、一定以上低く乖離している区域に住所を有する被保険者につきましては、経過措置がございまして、平成20年度から6年以内を限度として、市町村の区域単位で、広域連合の条例で定めるところによりまして算定された保険料率に基づく保険料を、不均一保険料として賦課することができることとされているところであります。

本広域連合といたしましては、保険料を当然のことながら、後期高齢者医療に要する費用に充てるための重要な財源と考えておりますが、被保険者の負担の公平を考慮しながら、併せて地域の実情も勘案をしながら、適正な保険料賦課を行ってまいらなければならないと考えておるところでございます。

次に、保険料率の示される時期についてでございますが、平成20年度から21年度までの2年間の算定期間における療養の給付等に要する費用あるいは被保険者の所得状況等を、保険料算定に必要なデータを、本年7月から9月までの時期に把握をいたしまして、保険料率等の案を11月の開催予定の臨時会にお諮りさせていただければというふうに考えておるところでございます。

次に、保険料の徴収事務についてでございますが、保険料の徴収方法につきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律」第107条において、特別徴収と普通徴収の方法によらなければならないというふうにされております。本県の被保険者数は、平成20年度約20万人と議員ご指摘のように推計いたしておりまして、このうち約8割の方々年金からの特別徴収の対象となるのではないかと考えております。

なお、国が政令及び通知で示している広域連合と市町村間の事務分担のうち、保険料率の決定や保険料の賦課決定の事務は、広域連合で行いますが、保険料の徴収事務につきましては、市町村の事務とされております。

また、年金から直接天引きされる特別徴収の方法により見込まれる保険料の収納率は、100パーセントとみておりますが、普通徴収の収納率につきましては、本県における介護保険料を参考に致しますと、平成17年度で89.7パーセントとなっております。し

たがいまして、各市町におかれましては、保険料が新しい後期高齢者の医療制度を支える貴重な財源であるということ、また、住民の負担の公平を考慮のうえ、徴収事務の体制整備をお願いさせていただきますとともに、本広域連合といたしましても、各市町と連携を密にとりながら、保険料の確保に努めてまいらなければならないというふうに考えておるところでございます。以上、私の答弁とさせていただきますと思います。

○議長（山口博君）：ただいま町田議員から保険料率の決定には特別委員会を設置して、精査することが提案されましたが、保険料に関する条例は11月の臨時議会に提案する予定であると連合長から答弁がありました。

保険料率は、大変重要な課題であり、議員各位も関心があられると思いますが、本会議で全員で審議するか、特別委員会を設置して審議するか、次回以降の議会運営委員会で協議していきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議がないようでございますので、それではそのように取り計らうようにいたしたいと思います。事務局。

○企画監兼次長（小川政吉君）：ただいま、連合長の答弁の中で若干漏れた部分について補足を申し上げたいと思います。医療費の乖離の問題でございますが、本日お手元に配布をしております「その他の資料」という表紙がございます。その一番最後のページに「年度別市町村老人医療費調べ」という15、16、17年度の各市町村別の、これは現状の老人医療費の状況でございますけれども、データを掲げております。このように一人当たり17年度で見いただきますと、県下平均では94万5,425円というふうなことになっておるわけですが、それぞれの市町村において相当の乖離があるというふうなことになっておるところでございます。以上でございます。

○議長（山口博君）：町田議員－14番。

○14番（町田正一君）：勿論、今のところ、全県内均一保険料の原則というふうなことに、国のガイドラインとしても示されておるわけだと思っておりますが、今のところ離島特例として、出されているのがまったく無医村地区みたいな形でしか出されていないですが、非常にあいまいですね。たとえば壱岐なんかも他の離島も全部そうだと思うんですが、周辺部にも小さな島を私どもも抱えております。ここは正直言って医者はおりません。そういった周辺の住民に対する部分についてはどうなっているのか。或いは無医村地区については軽減措置を恒久的に認めるということになると、離島と長崎市みたいなところと、同一の保険料率というのは、私は基本的にはありえないだろうと。現状から考えて。離島の置かれ

ている状況を。たぶん広域連合長もご存知だと思います。75歳以上の後期高齢者で、年金から毎月六千なんぼずつ取っていかれるわけですがけれども、そこまでは、基本的には同一医療処遇みたいなものもある程度やっぱりもう少し。まあ県の方も今ドクターヘリとか導入して、離島医療のほうに少しずつ手を差し伸べてきておられる状況ですがけれども、離島がかかえる老人医療の処遇状況というのは非常に深刻なものが正直言ってあります。まともには、この辺について、特に私たちの市民病院なんかもう末期医療というか、75歳以上についてとか、がんとか脳内出血とか脳外科とかですね、心臓病とか慢性の腎とか腎炎とかになると全く手付かずというか、全くそこの医療処遇はすぽんと抜け落ちてですね、ほとんどが大村とか福岡にみんな通っております。家族の負担もですね、皆さんが考えておられる医療費以上に、むしろそういった家族の負担の方がたいへんなんですよ。それを考えたら、私はこういった均一保険料は長崎県においては特に、こういった日本一ですね離島を抱えておる長崎県が全県一律の保険料を、適用すること自体私は非常に問題があると考えておりますが。再度連合長この辺ですね、保険料率について再度ですね、勿論同一が原則でしょうけれど、長崎県においては特に地理的状况から医療事務がここまで乖離しているわけですね。保険料率についても当然乖離があつていいんじゃないかと私は思いますけれども、再度そういったところを考慮する余地があるのかどうか連合長のほうにもう一度お尋ねいたします。それが第1点です。

それから第2点目です。徴収義務については、まあ特別徴収の分は、勿論年金から天引きされるわけですから、ほとんど100%徴収が出来るはずなんです、私が素朴な質問で申し訳ないんですが、このまえ説明を聴いたら、国民年金53万円もらっておる人から大体標準ベースで月6,200円天引きされるということですね、年額18万円の年金もらっておる人から月900円。これ正直言って、年金18万の人から保険料を取るといこと自体が、私はもう不愉快でたまらないんですよ。しかも53万くらいの年金だったらですね、私の母親もそうですけど、もう医療費にも届かないような状況です。この人たちから天引きするっていうのがそもそもこういったことが非常に私は不愉快でたまらないんですけれども、残りの分については、まあこれは今日ちょっと最初の議会なんで、一般質問についてもなかなか説明を求めるだけになってしまいますけれども、こういった天引きの保険料率については、この広域連合は決定する権限があるのかどうか。そもそも。それもちょっと併せて連合長のほうにお尋ねしたいと思います。

○議長（山口博君）：事務局。

○企画監兼次長（小川政吉君）：ただいまお尋ねのですね、離島。特に離島の中でもまた離島と言われる地域、そういうところ或いは無医地区と言われるようなところの医療の格差の問題だというふうに考えております。先般もご説明したかと思っておりますけれども、この保険料の設定につきましては、無医地区というふうな地域、概ね半径4キロ以内のところそういう区域の中に医療機関が無い地域とかいうふうないろんな規定がございます。この無

医地区の範囲につきましては、厚生労働省で地域を定めてございます。その定められた地域・区域の中にあつては、今回の制度の中でも、これは恒久的な軽減措置として保険料を半額にするという様な事が出来るようになっております。ただ、これは広域連合の判断というふうな事でございますので、後日保険料等をご審議願う際に検討していただければというふうに思います。

それからまた、医療費の格差に伴う保険料の制定の方法でございますが、先ほどの資料もでございますように、各市町村間に医療費の格差が相当ございます。そういう格差があるところに均一の保険料を徴収するという事についてはいかがかというふうなことだと思いますけれども、今回の制度の中ではこの保険料につきまして格差があるところ、一定以上の格差があるところにつきましては、6年間を限度として軽減措置を図ることが出来るようになっております。更にまた、この軽減したものの財源不足につきましては国・県等でもってこれを補填をするという仕組みになっておりますので、この医療費の格差に伴う保険料の軽減についても、これは広域連合における判断ということになりますので、保険料を制定する際に議会の方ともよく相談しながら調整をしていく必要があるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

それから、保険料の徴収の問題でございますけれども、先般の説明でも大体平均で行きますと6,200円くらいの保険料になるんじゃないかと、これは国の試算でございます。わが県の試算ではございませんけれども、国ではそういうふうな数字を標準的な保険料月額というふうに発表をしておるところでございます。これは平均でございますが、先ほど議員のご指摘がありましたように年金が18万以下とかいう、非常にこの、低所得の方々につきましては、軽減の措置ができるようになっております。例えば年金18万以下で900円というお話があったんですけれども、これも一番の低所得の方々につきましては、国が発表しております1人当たりの月額保険料は900円ということになっております。この900円が高いのか安いのかということだと思いますけれども、これは現状の国民健康保険、全ての方が国民健康保険なりあるいは一部被用者保険の被扶養に入っておられる方もあられると思いますけれども、国民健康保険の場合は、均等割と言うことで保険料の負担を頂いております。所得が非常に少ない方であれ現状の国民健康保険の負担を頂いているところでございます。今度の新しい制度の中でも、軽減をした中で最低一人月額900円という程度でございますので、この金額を現状の国民健康保険と考えた場合には、そんなに負担が増えるということではなく、あんまり変わらないんじゃないかなというふうに現状考えておるところでございます。この制度が発足することによって、非常にたくさんの保険料を負担していただくというふうなことには、低所得者の場合には余りあたってこないんじゃないかなと、現状とあんまり変わらないくらいになるんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。

それでは先ほどの質問に戻りますけれども、地域の中で格差がある医療機関とか或いは医療設備等の差がある中での保険料の賦課は、差がある地域は問題があるよというようなご指摘だったんですけれども、まあこういう話が当たるかどうか解りませんが、例

えば現在の保険制度の中の政管健保、これは中小企業の方達が入っておられる保険でございます。それから健保組合、これはいわば大企業の方達が入っておられる保険でございます。こういう保険の方達は全国、健保組合の場合は組合によって違いますけれども、政管健保の場合は全国一律の保険料率で、全国で医療費の格差が、医療費が非常に高いところ、おっしゃられるように離島等非常に低いところ、あるわけでございますけれども、政管健保の場合は、全国一律に給料に対して率がかかり、地域によって差はないというふうなことで保険の制度は成り立っております。これとこの後期高齢者医療制度が直ちに同列で全国一律・県内一律とはなかなか言いにくいところもございますけれども、そういうふうな保険の制度もある事でもございますし、この後期高齢者医療制度の中でも原則は保険料は均一と、ただし6年間はそういう医療費格差がある場合は、そういう激変緩和措置を設けていくというふうな事がこの制度の中でうたわれているところでございます。その取扱いは、今後連合の中で検討していただきたいかと思っております。以上でございます。

○議長（山口博君）：（14番との声あり）時間がまいりましたので、（ひとつだけとの声あり）1つだけどうぞ。町田議員－14番。

○14番（町田正一君）：あの、基本的に私は後期高齢者医療連合は、この保険の成立から、先ほど答弁された今までの保険システムとは違うと思っているんですよ。正直言って。何故かという、それより年齢が例えば若い人とか、或いは先ほど言われた国民健康保険だとそうだと思うんですけど勿論、保険料が違ってても、地域医療サービスが違っていても医療格差があっても、それは全部均一なんだと言われたらそうなんですよ。ところが75歳以上とか言ったら、動こうにも動けないんですよ。引っ越そうと思っても引っ越せないじゃないですか。私は今までの健康保険とは、この分については全く成立は違うだろうと正直言って思ってます。

それから、最後にちょっと一点だけ、すみません議長。先ほどですね、無医地区については、離島の特例として認めることが出来るけれども、じゃあ長崎県でも壱岐とか対馬とか五島みたいに病院はある。たしかに非常に不便ですけども、不充分だけれどもあるという場合はですね、今後例えばこういった議会の中の話し合いとか事務方の話し合い等、あるいは委員会の話し合いの中で、そういった離島の特例を認めることが出来るのかどうか。その一点だけちょっと確認しておきたいと思えます。

○議長（山口博君）：事務局。

○企画監兼次長（小川政吉君）：先ほども申し上げましたように、今年の秋11月くらいにこの保険料に関する条例を制定したいというふうに考えているところでございますが、その際にこういう無医地区の問題あるいは医療費格差の地域の問題の保険料を如何にするか

というのは、各市町村の担当あるいは市長・町長さん方、そこらへんともよく協議をしながら進めていくことだと考えております。

○議長（山口博君）：連合長。

○連合長（伊藤一長君）：時間もまいったようでございますが、せっかくの機会でございますので、一言私のほうからも答弁させていただきたいと思っております。非常に短時間の中で勉強されまして的を得た鋭い質問でございました。本来ならば、先ほどの午前中古川議員さんの先般の質問もでございますが、国会の論戦の場でこの種の法律の制定をする時に、こういう細かい部分まで含めた、特に今弱者と申しますか地形的な・地域的なハンディがあると申しますか、それを含んだ形の論戦をきちっとした形で、この種の法律を作るべきだったと。残念ながら流れとしては、法律は出来たが後はそれぞれ各県でこういう、この種の連合の設立をやって下さいよということですが、果たしてその地域の実態に即さない面が多々あるわけですし。それともうひとつ、非常に憂慮されますのは、県がどうだこうだという議論も当然あるわけですが、県自体も、例えば九州管内からみましたら、或いは日本の今の安倍内閣の流れから行きましたら、いわゆる道州制を導入しようじゃないかというひとつの議論の、ある意味の新しい国のあり方というのを考えておられます。そうなった場合には、県の負担自体も今後はおそらく相当きつくなってくる。現状でも個々の政策で相当財源を出したいんだけど、もう先立つものが無いと、全て非常に厳しくなっていることも含めて、この医療制度に対する各種助成の問題、予算的な問題等々も私はあまり期待できないではないか。それかといひまして各基礎自治体がそれなりの財源が体力があればいい訳ですが、そういう自治体はないよというふうになりますし、高齢化は進んでいると、ここだけは先に先行しているという実態でございます。今日は各23自治体の議員の皆さん方もいらっしゃいますし、町村会の会長さんもいらっしゃいますし、市長会の光武市長さんもいらっしゃいますし、平瀬町長さんもいらっしゃいます。それぞれ、今後やっぱり県として、このいわゆる連合の議会運営のあり方・経過の中でおそらく県の町村会、県の市長会そして長崎県を巻き込んだ形で、国のこの制度に対する補完といひますか、そういうのをどうするのかというのが今後のおそらく議題、残念だけど現実としてはそうならざるを得ないのかなということ直視しながら、やはりよく私どもも皆様のご指摘等を着々整備させていただきながらの今後の運営になるのではなかろうかなと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（山口博君）：以上で一般質問を終わります。

〔議長と言う者あり〕

○議長（山口博君）：23番、山本議員

○23番（山本大寛君）：23番、山本でございます。先ほどからの議論でも確認ができませんが、各自治体は地方交付税の削減に伴い厳しい財政状況にあると、このような前提の下で、後期高齢者医療制度に係る財政措置の充実を求める意見書を国に提出すべきだと、こういう考え方のもとで、議会運営委員会で協議をお願いしたいと思います。暫時休憩を求めたいと思います。

〔議長と言う者あり〕

○議長（山口博君）：27番、福島議員

○27番（福島満徳君）：ただいまの山本議員の休憩を求める動議に賛成いたします。午前中の質疑にもありました様に、私も各市町の財政負担を心配しております。その様な意見書ならば是非議運を開催し協議していただきたいと思います。

〔議長と言う者あり〕

○議長（山口博君）：初手議員－6番。

○6番（初手安幸君）：6番。ただいまの山本議員の動議に私も賛成いたします。

○議長（山口博君）：ただいま山本議員から休憩の動議が提出され、所定の賛成がありますので、動議は成立いたしました。直ちに議題といたします。本動議のとおり暫時休憩することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：異議ないようですので、暫時、休憩をいたします。直ちに議会運営委員会を開催してください。

13時49分 休憩

14時06分 再開

○議長（山口博君）：会議を再開いたします。お諮りいたします。古川議員他7名より議員提出議案第4号「後期高齢者医療制度に係る財政措置の充実を求める意見書について」が、お手元に配布いたしておりますとおり、提出されておりますので、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

議員提出議案第4号

後期高齢者医療制度に係る財政措置の充実を求める意見書について
上記議案を別紙のとおり提出する。

平成19年2月2日

議員	古川	利光
議員	安富	安雄
議員	福島	満徳
議員	山本	大寛
議員	柿森	誠
議員	大久保	進
議員	横尾	章二郎

後期高齢者医療制度に係る財政措置の充実を求める意見書

平成16年度からの三位一体改革により、地方に一定の財源移譲が実現したものの、地方の裁量度が高まる内容には至らず、地方交付税の削減とあいまって、地方自治体は極めて厳しい財政運営を余儀なくされている。

このような状況において、平成20年度から新たな後期高齢者医療制度が創設されることになり、本県でもその運営主体となる広域連合を設立し準備を進めているところである。

しかしながら、広域連合に派遣する職員の人件費、電算システムの構築費など広域連合に対する市町村の負担金及び市町村の電算システム改修費などについては、一定の財政措置はあるものの市町村にとって新たな財政負担が生じるものと懸念されているところである。

よって、後期高齢者医療制度が創設に伴う財政負担が、地方財政をより圧迫することのないよう、国に対して、次のことを強く要望する。

記

- 1 後期高齢者医療広域連合に派遣する職員の給与費については、市町村内での職員振り替えによる地方財政措置が予定されているが、他の部門へしわ寄せすることなく、必要人員の純増措置を適切に行うこと。
- 2 後期高齢者医療広域連合の運営に必要な経費に対する市町村の分担金は、地方財政措置とされているが、必要十分な措置を行うこと。
- 3 後期高齢者医療制度に伴う市町村の電算システム改修経費は、補助金が予定されているが、補助率等の見直しを行い、市町村の財政負担を軽減すること。
- 4 市町村に対する財政措置は、短期間に終わることなく、恒久的措置とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年2月2日

長崎県後期高齢者医療広域連合議会

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：異議なしと認めます。よって、日程15議員提出議案第4号「後期高齢者医療制度に係る財政措置の充実を求める意見書について」を直ちに議題といたします。提案者より、理由の説明をお願いします。古川議員、20番。

○20番（古川利光君）：〔登壇〕20番。諫早市選出の古川でございます。ただいま議題となりました議員提出議案第4号「後期高齢者医療制度に係る財政措置の充実を求める意見書について」7名の共同提案者を代表いたしまして、提案の趣旨をご説明を申し上げます。議員各位もご案内の様に、平成16年度から三位一体改革が進められ、地方に一定の財源移譲が実現しましたが、地方自治体の裁量度は期待していたほどの内容に程遠く、地方交付税の削減とあいまって、地方自治体は極めて厳しい財政運営を余儀なくされております。このような状況において、医療保険制度改革の一環として、平成20年度から新たな後期高齢者医療制度が創設されることになり、本県でもその運営主体となる広域連合を昨年12月に設立し、その準備が進められております。しかしながら各市町村から広域連合に派遣する職員の人件費、電算システムの構築費など広域連合の運営経費に対する市町村の負担及び市町村における電算システム改修費などは、地方交付税など一定の財政措置はあるものの新たな財政負担が生じることになると懸念するものであります。私はこの際、後期高齢者医療制度の創設に伴う財政負担が、地方財政をより圧迫することのないよう、全国に先駆けて広域連合を設立した長崎県がこの議会を挙げて国に対し、強く要望することが必要であると考えております。以上の理由によりこの意見書を提案し、関係者・関係機関に対し意見書の提出をお願いするものであります。議員各位におかれましては、何卒本趣旨にご賛同賜われますようよろしくお願い申し上げまして提案理由の説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（山口博君）：これより質疑討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：なければこれをもちまして質疑討論を終結し、採決いたします。議員提出議案第4号は、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：異議ありませんので、議員提出議案第4号は可決されました。なお、ただいま可決されました意見書につきましては、議長において関係行政庁及び国会に対し

提出又は送付致したいと思しますので、ご了承をお願いいたします。

○議長（山口博君）：お諮りをいたします。本臨時会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものにつきましては、議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山口博君）：ご異議がないと認めます。よって、本臨時会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

○議長（山口博君）：以上をもちまして、今期臨時議会に付議された事件は、全部終了いたしました。これにて閉会をいたしたいと思います。どうもご苦労様でございました。

＝閉会 午後 14 時 10 分＝

上記のとおり会議録を調製し署名する。

臨時議長	林 善壽
議長	山口 博
署名議員	横尾 章二郎
署名議員	林田 久富